

パートタイム労働に関する 相談を受け付けます

我が社のパートの待遇をどうすればよいのか？
正社員への転換については、どのように対応すればよいのか？
労働条件通知書が交付されない！
正社員と同じ仕事をしているのに待遇が違う！

等々、パートタイム労働に関する相談を受け付けます。
勤務地や居住地にかかわらず、お近くの労働局にお気軽にご相談ください。
南関東の4労働局が連携して相談解決に当たります。

◆日時◆ 平成20年7月7日(月)～11日(金) 8:30～17:15

◆対象◆ パートタイム労働者
パートタイム労働者を雇用している事業主等

受付場所 埼玉労働局雇用均等室
さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階
TEL 048-600-6210

千葉労働局雇用均等室
千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎3階
TEL 043-221-2307

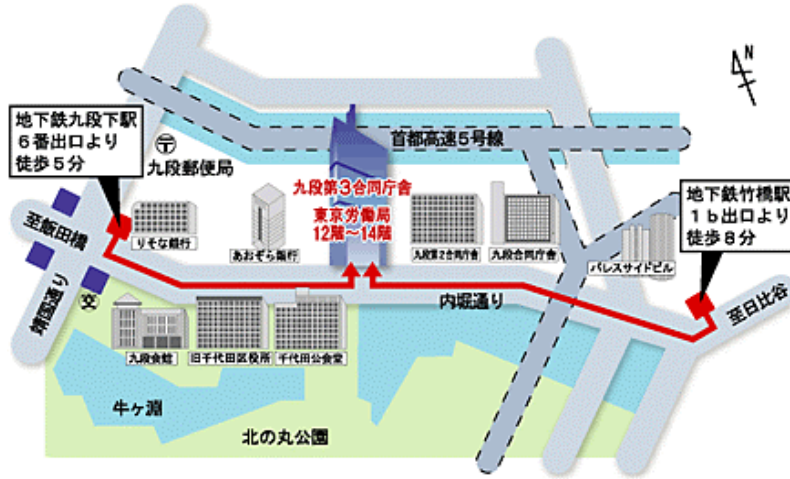
東京労働局雇用均等室
千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階
TEL 03-3512-1611

神奈川労働局雇用均等室
横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階
TEL 045-211-7380

◆相談方法◆ 電話・来局相談

電話の場合は、ご希望の労働局に電話をしてください。
来局の場合は、ご希望の労働局に、できれば事前に電話予約をお願いします。

各労働局の所在地



東京労働局雇用均等室

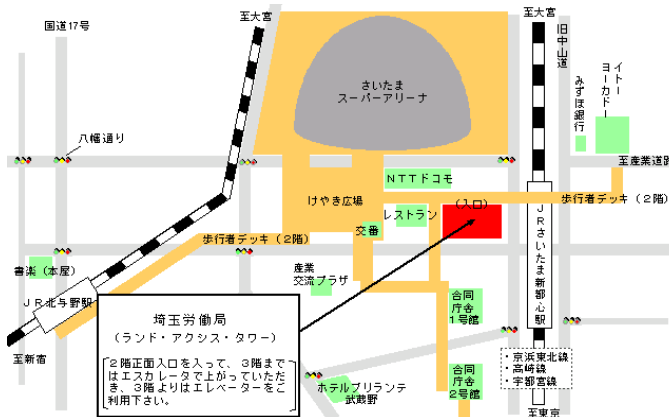
千代田区九段南 1-2-1

電話：03-3512-1611

【最寄り駅】

地下鉄九段下駅

地下鉄竹橋駅



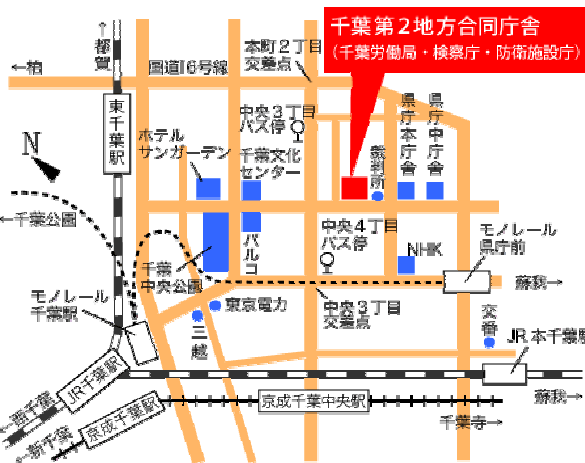
埼玉労働局雇用均等室

さいたま市中央区

新都心 11-2

ランド・アクセス・タワー

電話：048-600-6210



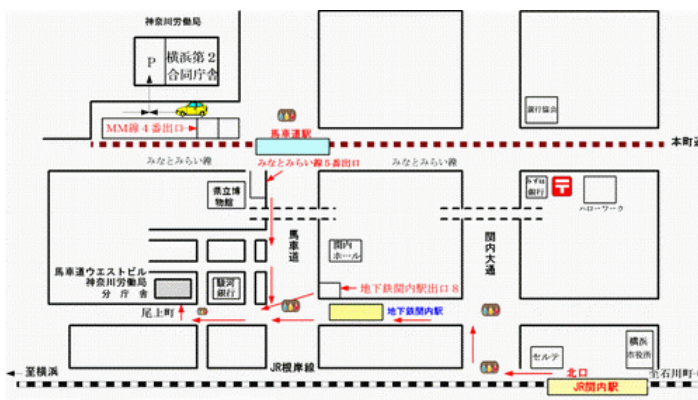
千葉労働局雇用均等室

千葉市中央区

中央 4-11-1

千葉第2地方合同庁舎

電話：043(221)2307



神奈川労働局雇用均等室

横浜市中区北仲通 5-57

横浜第二合同庁舎 13階

電話 045-211-7380